

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路（指定年月日 昭和44年8月18日 第105号）の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

令和2年9月3日

宮城県東部土木事務所長



- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 指定番号 | 第105号（迫土木事務所） |
| 2 取消しする指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号 |
| 3 指定取消しの年月日 | 令和2年9月3日 |
| 4 取消しする指定道路の位置 | 登米市迫町佐沼字天神前84-1の一部 |
| 5 取消しする指定道路の幅員及び延長 | |
| (1) 幅員 | 4.00m |
| (2) 延長 | 66.6m |